

平成 30 年 6 月 20 日

県内高等学校長 各位

岐阜県司法書士会
会長 今井 万寿之

「高校生のための消費者教育講座」開催のご案内

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども司法書士は、登記・裁判事務を通じて市民生活から派生する日常的な法律問題の解決に寄与することをその職務としており、当会は県下全司法書士が加入する法人です。

近年、悪徳商法の被害に遭う若者が急増し、就職者に限らず、進学者もその被害に遭っています。若者を中心に、SNS を悪用したマルチ商法などの被害も拡大しています。また、安易なクレジット契約やカードローンの締結から多重債務に陥り、自己破産申立て等債務整理せざるを得ないケースも出てきており、これらの相談案件は、私ども司法書士への依頼件数の割合として高いものとなっております。

成人年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正民法が成立し、2022 年 4 月 1 日に施行されますと、18 歳以上であれば高校生であっても親の承諾をなしに消費者契約を結ぶことができるようになります。契約関係でトラブルに巻き込まれないよう高校在学中に消費者としての感覚と法律知識を身につけることが必要です。

当会では司法書士総合相談センターを設置し、各地で毎月無料相談会を開催していますが、トラブル発生後に個別に相談を受けているだけでは根本的な解決にならないとの思いから、毎年、各校へ出向きトラブル予防のための講座を開催しております。

今年度も引き続き開催することといたしましたので、貴校のカリキュラムの一環としてご検討いただきたく、ご案内申し上げます。

開催のご希望がございましたら、同封の申込書を FAX にて下記事務局あてお送り願います。後日、当会担当者よりご連絡いたします。

開催日時についてはできる限りご要望にお応えしますが、日程の都合上ご要望に沿えない場合もございますので、あらかじめ御了承願います。

敬具

費用	無料
申込締切	平成 30 年 8 月 31 日 (必着)
開催期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日
講座の内容	<ol style="list-style-type: none">1. 未成年者と契約2. 若者を狙う悪質商法3. クレジット契約・クレジットカードの仕組みと危険4. お金をかりることについて5. ネット詐欺、出会い系サイトなどインターネットトラブル6. 敷金返還トラブル <p>以上のような内容を開催時間に合わせ、わかりやすくお話しいたします。</p> <p>※尚、開催は一校につき一回とさせていただきます。</p>

(申し込み先)

〒500-8114

岐阜市金竜町 5 丁目 10 番地 1 岐阜県司法書士会事務局

TEL 058-246-1568 FAX 058-245-2327

平成 年 月 日

開 催 申 込 書

貴校所在地 〒

高 校 名

担当教諭

電話番号

()

F A X 番号

()

担当教諭と電話連絡のとれる時間帯

午前・午後 時 分頃～ 時 分頃

消費者教育講座の担当部署 (例：進路指導課)

◆開催希望日 平成 年 月 日

◆開催希望時間帯 午前・午後 時 分～ 時 分 (分間)

◆開催場所 教室・視聴覚室・講堂・体育館・その他 ()

◆実施する予定の教科 (コマ) ホームルーム・その他 ()

◆対象人数 _____名程度

◆対象者の内訳 大学進学者・専門学校など進学者・就職者

その他、開催にあたりご希望がございましたらご記載ください。

記入または○印の上、事務局あて F A X でお送り願います。

F A X 0 5 8 - 2 4 5 - 2 3 2 7